

日本行政書士会連合会 選挙管理委員会運営基準

(目 的)

第1条 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）役員選任規則第6条により設置された選挙管理委員会の業務を公正かつ円滑に遂行するため、この基準を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準に用いる用語の意義は、次のとおりとする。

単位会とは、都道府県行政書士会をいう。

委員会とは、連合会選挙管理委員会をいう。

委員長とは、連合会選挙管理委員長をいう。

規則とは、連合会役員選任規則をいう。

委員会の事務局とは、連合会の事務局をいう。

(総会代議員名簿の閲覧等)

第3条 候補者が、規則第4条第4項により、総会の代議員名簿の閲覧又はその写の交付を受けようとするときの申請様式は、別紙6による。

(期間の計算と選挙の告示)

第4条 規則でいう期間の計算は、期日の翌日から起算し、最終日が土曜日・日曜日・祝日・その他の休日に当たるときは、その翌日をもって最終日とする。

2 規則第13条第1項に基づき、委員会の事務局に掲示する選挙の告示の様式は、別紙1による。

(選挙広報)

第5条 選挙広報の様式は、別紙2による。

2 選挙広報の掲載の順序は、立候補の届出順とする。

3 代議員名簿を規則第4条第2項に定める期日までに提出しない単位会の、代議員に対する選挙広報の発送は、これを一括して、その所属単位会に発送し、当該代議員に発送したものとみなす。

4 選挙広報発送後に代議員に変更があった場合には、当該単位会が責任をもって処理し、選挙広報未受領等の異議は一切受け付けないこ

ととする。

(選挙広報及び選挙運動文書等の電子化)

第5条の2 委員会は、告示日から選挙期日の前日までの間、連合会ホームページ内に委員会ホームページ（以下「ホームページ」という。）を開設し、次の各号に掲げる電子データを掲載することができるものとする。

一 規則第14条第2項に規定する各項目のデータファイル

二 立候補者が所信を表明する動画ファイル

三 規則第35条に規定する運動文書等のデータファイル

2 前項第二号の動画ファイルについては、その形式、データ容量、時間等一定の制約を設けることができるものとする。ただし動画ファイルを分割して掲載することはこれを妨げないものとする。

3 運動文書等のデータファイルについては、候補者の求めるところにより、一定回数範囲内で追加、更新することができるものとする。

(会長立候補の届出)

第6条 会長立候補届出の受付順序は、届が委員会の事務局に到着した順序とし、同時に到着したときは、立候補の候補者の氏名の50音順とする。

2 いかなる理由があっても、届出期間を経過した後の届出は、受け付けない。

3 前項の場合、委員会は、その旨を文書をもって届出人に通知する。

(届出期間後の辞退届の処置)

第7条 立候補辞退の届出期間を経過してから提出された辞退届については、その処置を委員会に於て決定し、その旨を当該総会の議長に報告するものとする。

(候補者名、同辞退者名の告示)

第8条 立候補の届出のあった旨の告示の様式は別紙3、同辞退届出のあった旨の告示の様式は別紙4による。

2 届出期間が経過してから辞退届が提出された場合には、規則第18条による告示は行わな

い。

- 3 前項の場合は、委員会は、その旨を各単
位会に通知する。

(投票所)

第9条 投票所は総会議場内の委員会が指定
した場所に設け、投票記載所2ヶ所以上、投票
箱各1箇を設置する。

- 2 投票記載所に、候補者の氏名を掲示する。
- 3 前2項に関わらず、郵便を利用した選挙（以
下「郵便投票」という。）を実施する場合は、
委員会は委員会の事務局内の会議室の一つを
投票所に指定し、投票所内に投票箱1箇、そ
の他選挙事務に必要な設備を設置する。
- 4 前項の投票所には防犯カメラを設置すると
ともに、投票用紙の交付、開票作業、その他
選挙に係る事務を行う必要のあるときを除き
施錠する。

(投票用紙)

第10条 投票用紙の様式は、別紙5による。

(投票用紙の交付)

第11条 投票用紙は、投票所において委員が交
付する。

- 2 投票用紙は、代議員名簿により各単
位会毎に選挙権者の氏名を確認した上で交付整理し、
名簿をもって交付済名簿とする。
- 3 郵便投票を実施する場合は、委員会は、代
議員名簿に登載された代議員の事務所に、郵
便等を利用して直接又は単位会を経由して投
票用紙を送付する。この場合において委員会
は、投票用紙とともに投票用紙を封入するた
めの封筒（以下「内封筒」という。）及び内封
筒を封入し委員会の事務局に送付するための
封筒（以下「外封筒」という。）を合わせて交
付する。
- 4 委員会は、前項の交付に合わせ、予め決選
投票用の投票用紙、内封筒及び外封筒を交付
することができる。

(投票用紙の記載方法)

第12条 投票用紙の記載方法は、候補者1名の
氏名を明確に記載する。

- 2 委員長は投票に先立ち、選挙権者に対し、

記載についての注意を与えるものとする。

(郵便投票の方法)

第12条の2 郵便投票を実施する場合は、郵便
以外の投票の方法は認めない。

2 選挙権者は、前条第1項に基づき記載した
投票用紙を内封筒に入れ、当該内封筒及び選
挙権者本人の行政書士証票の写しを外封筒に
入れ封緘したもの（以下「封緘済み封筒」と
いう。）に、登録番号、氏名を記載し、職印を
押印する。

3 選挙権者は、予め委員会から指定された投
票日において、前項の処理をした封緘済み封
筒を委員会の事務局に宛てて郵送する。

4 委員会は、封緘済み封筒が委員会の事務局
に到達した場合は、当該封筒を開封し、代議
員名簿と照合する等により、次の各号に定め
る事項を確認する。

- 一 外封筒に記載された登録番号、氏名
- 二 職印の押印
- 三 行政書士証票の写し

5 次の各号のいずれかに該当する投票は、適
切な投票がなされなかったものと判断する。

- 一 予め公表する開票作業開始時刻に委員会
の事務局に到達していないもの
- 二 前項の確認の結果適切と認められないも
の
- 三 その他、委員会が適切と認めないもの
として定め、予め選挙権者に公表した要件に
該当するもの

6 委員会は、前2項の結果、適切になされた
と判断した投票に係る選挙権者については、
投票済みであると認め、その旨を代議員名簿
に記録するとともに、送付された内封筒を開
封せずに投票箱に投函する。

7 前3項の作業は、投票所内で委員が行う。

8 委員会は、前項の作業を行うにあたっては、
委員長が委嘱した職員に補助をさせることが
できる。

(投票の締切)

第13条 委員長は、投票終了後、投票洩れの有
無について選挙権者に注意を促した後、投票

箱の閉鎖を宣言する。

- 2 郵便投票を実施する場合には、前項に関わらず、委員長は選挙権者に対し、投票日の前日にホームページ等で投票期限等についての注意を促し、投票締切の翌日に投票終了の旨を宣言する。
- 3 郵便投票を実施する場合においては、連続した複数の日を投票日に指定することができる。この場合において、前項の「投票日の前日」は、「投票最終日の前日まで」と読み替える。

(無効投票)

第14条 無効投票は、規則第25条に掲げたものとする。

(開票)

第15条 規則第26条による開票立会人の指名は、投票用紙交付前、適宜の時機に委員長が行う。

- 2 開票業務は、委員全員及び委員長が委嘱した職員で行う。
- 3 開票は、次の事項を行う。
 - 一 投票総数を確認し確定する。
 - 二 有効投票数を確認し確定する。
 - 三 無効投票数を確認し確定する。
 - 四 候補者別の得票数を確認し確定する。

4 郵便投票を実施する場合には、投票日と開票日の間に、少なくとも1日の投票用紙到着待機日を設ける。

5 郵便投票を実施する場合の開票立会人による開票の立会は、オンライン会議システム等を利用することができる。この場合において、開票立会人は、開票立会人以外の者と開票業務に係る音声、画像、その他の情報を共有してはならない。

(立候補の届出がないとき等の処置)

第16条 立候補の届出がない場合又は候補者が1名の場合には、その旨を各単位会に通知する。

(開票結果の報告)

第17条 当選者が確定したときの報告事項は、次のとおりとする。

- 一 投票総数
- 二 有効投票数
- 三 無効投票数
- 四 候補者別の得票数
- 五 当選者の氏名、所属単位会名

2 郵便投票を実施した場合、委員長は当選者が確定次第、ただちに前項の報告事項をホームページで報告する。

3 規則第29条第2項に定める、当選証書の様式は、別紙7によるものとする。

(郵便投票による再選挙等)

第17条の2 郵便投票により規則第27条第2項に定める再選挙（以下、この条において「決選投票」という。）を行う場合には、委員長は前条第2項の報告と同時に、ただちに決選投票を開始する旨を宣言する。

2 委員長は前項の宣言とともに、決選投票の実施に係る日程を宣言する。

3 決選投票の具体的な実施方法は、当該決選投票の元となった郵便投票の実施方法に準じるものとする。

4 郵便投票の結果、規則第27条第3項に定める抽選を行う場合には、委員会の事務局において予め委員長が指定した日時に抽選を行う。

(選挙運動文書、図画の届出等)

第18条 規則第35条第1項に定める選挙運動文書、図画の届出様式は、別紙8によるものとする。

2 同条第2項に定める選挙運動文書、図画を他の候補者に送付する送付書の様式は、別紙9によるものとする。

(規則違反の処置)

第19条 規則第36条に定める規則違反の疑いがあるため候補者の出頭を求める文書の様式は、別紙10による。ただし、緊急の場合は、電話又は電報を用いることができる。

2 委員会は、当該候補者の規則違反事実が明らかになった場合は、次の処置をとるものとする。

- 一 注意
- 二 勧告

三 指 示

四 その他の処置

3 前項の告知書の様式は、別紙11による。ただし、緊急の場合は、電話又は電報をもって告知することができる。

4 第2項の処置は、ホームページで、公表することができるものとする。

(届出の受付時間)

第20条 届出は到達主義を原則とし、各届出の受付時間は、委員会の事務局の執務時間である午前9時から午後5時までとする。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、その他の休日に当たるときは、翌日とする。

附 則

1 この基準は、昭和53年12月15日より施行する。

2 この基準の変更は委員会の承認を得るものとする。

附 則

1 この基準は、昭和55年12月10日から施行する。

附 則

1 この基準は、昭和57年11月17日から施行する。

2 この基準の変更は委員会の承認を得るものとする。

附 則

1 この基準は、昭和59年2月16日から施行する。

2 この基準の変更は委員会の承認を得るものとする。

附 則

1 この基準は、昭和59年7月11日から施行する。

2 この基準の変更は委員会の承認を得るものとする。

附 則

1 この基準は、昭和61年11月17日から施行する。

2 この基準の変更は委員会の承認を得るもの

とする。

附 則

1 この基準は、平成3年6月11日から施行する。

2 この基準の変更は委員会の承認を得るものとする。

附 則

1 この基準は、平成7年1月19日から施行する。

2 この基準の変更は委員会の承認を得るものとする。

附 則

1 この基準は、平成11年4月21日から施行する。

2 この基準の変更は委員会の承認を得るものとする。

附 則

1 この基準は、平成14年7月16日から施行する。

2 この基準の変更は委員会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月22日から施行する。

2 この規則の変更は委員会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規則は、平成22年7月21日から施行する。

2 この規則の変更は委員会の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年11月5日から施行し、平成26年10月14日から適用する。

附 則

1 この基準は、令和5年1月19日から施行する。

2 この基準の変更は委員会の承認を得るものとする。

会長選挙に関する告示

日本行政書士会連合会役員選任規則第13条に基づく会長選挙
について次のとおり告示する。

区 分	内 容
選挙の期日	令 和 年 月 日
投票の場所	
立候補届出 の受付期間	令 和 年 月 日 より 令 和 年 月 日 まで
提 出 先	日本行政書士会連合会選挙管理委員会

令 和 年 月 日

日本行政書士会連合会
選挙管理委員会

印

日本行政書士会連合会役員選任規則第一四条に基づく会長選挙広報

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会選挙管理委員会

印

立候補所信	行政書士としての略歴	行政書士会入会年月日及び年数	電話番号	事務所	所属単位会	候補者（以下同じ） 氏名 生年 月

会長候補者名の告示

令和 年 月 日付をもって次の者の会長立候補届
を受理したので告示する。

候補者氏名

所属単位会名

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
選挙管理委員会

印

会長立候補辞退者名の告示

令和 年 月 日付をもって次の者の会長立候補辞退の届を受理したので告示する。

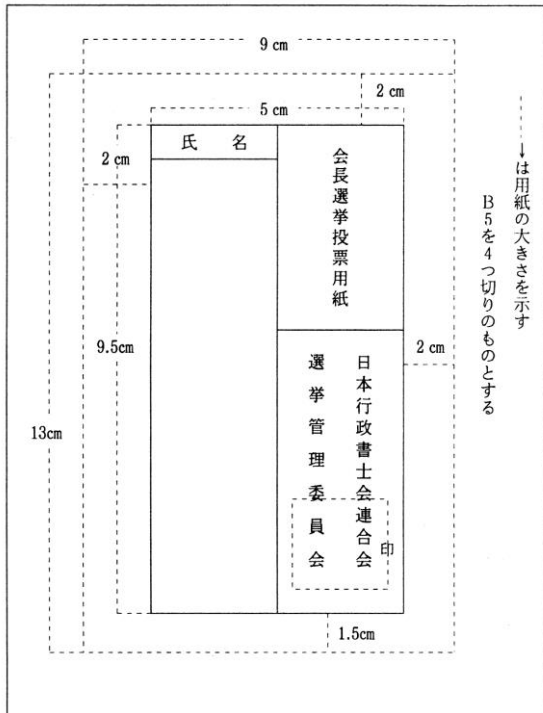
氏名

所属単位会名

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
選挙管理委員会

印



注：用紙はやや厚手のものとし投票1、2回色分けて印刷する。

総会代議員名簿の
閲覧
写の交付
申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
御中
選挙管理委員会

(候補者)

所属単位会 会

事務所

電話

氏 名

職
印

私儀、会長選挙運動のため、必要がありますので、上記の
とおり申請します。

当 選 証 書

氏 名 殿

あなたは令和 年 月 日施行
の日本行政書士会連合会会長選挙におい
て当選されました。

よってその証として本証書を交付しま

す

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
選挙管理委員会
委員長 氏

名



印

会長選挙運動文書・図画の届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

御 中

選挙管理委員会

(会長候補者)

所属単位会

会

事務所

電 話

氏

名

職
印

会長候補者（その支持者、後援会を含む。）として、下記のとおり選挙運動文書・図画を送付、配付したいので、各1通を添付して、お届けします。

1. 候補者自身発行の文書・図画
2. 支持者発行の文書・図画
3. 後援会発行の文書・図画

会長選挙運動文書・図画送付書

令和 年 月 日

会長候補者 氏 名 殿

日本行政書士会連合会

選挙管理委員会

委員長 氏 名

印

会長候補者 「氏 名」 氏より、下記のとおり、選挙運動文書・図画の届け出がありましたので、ご送付申し上げます。

ついては、この文書・図画の記載事項中に、貴殿に対する、役員選任規則第34条（禁止事項）に違反する事実がありましたら、この文書・図画到着後3日以内（必着）に、その事実の詳細を記載した文書を、当委員会に提出して下さい。

送付文書

1. 候補者自身発行の文書・図画 各1通
2. 支持者発行の文書・図画 各1通
3. 後援会発行の文書・図画 各1通

役員選任規則違反容疑について

令和 年 月 日

会長候補者 氏 名 殿

日本行政書士会連合会

選挙管理委員会

委員長 氏 名 印



貴殿は、下記の事項について、役員選任規則に違反するの
ではないかと、思料されますので、その弁明を得たく、来る

月 日 午前 時 分
午後

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス10階
まで万障お繰り合わせの上、当委員会にご出頭願いたくご通知
申し上げます。

記

役員選任規則違反通知書

令和 年 月 日

会長候補者 氏 名 殿

日本行政書士会連合会

選挙管理委員会

委員長 氏

名

印

貴殿に対する、役員選任規則違反について、当委員会の
決議により、下記のとおり、告知します。

一、告知の主旨

二、違反事実の要旨